

憲法改正案を考へる

——再論——

廣瀬 誠 陸自73

での間、国防軍を保持するという主旨の条文を付加することはできないか。

大澤氏の論文も、拙論とはほぼ同じ考え方に基づき、さらに法律的に検討され、条文的として提示されたものと認識している。

さて、「加憲案」による改正が何をもたらすのか。7月号拙論で少し触れた点をさらに詳しく論じたい。

第九条を残したまま、自衛隊を明記する場合、自衛隊は当然、合憲となるのだが、憲法と自衛隊との関係は、果たして良くなると言えるのであろうか。

「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」を掲げている第九条の理念と、現実の国際情勢に対応するために立法されてきた自衛隊法などによる日本防衛の現状との乖離を何とかしなければならぬとの考えから、国民にも受け入れやすい、実現可能な加憲案が提示されていると理解されるが、第一に考えなければならぬのは、改正された憲法と現実の関係が、現在の関係からどう変わるのかという点である。

現在の我が国の防衛態勢は、実際の国際情勢に対応するために整備されてきたものであるが、その本来あるべき姿とはいえないだろう。本来、国防

軍なり自衛軍なりを保持すべきであるところを、なんとか憲法の「平和主義」の理想と整合させようとした結果が現在の姿であると言うことは、憲法の成立と警察予備隊の創設以来の経緯を考えれば明らかである。

加憲案は、そのようにして無理に現憲法に整合させてきた防衛態勢の現状の方に、憲法をあわせようとするものである。それは、間違いなく現状と憲法との間の乖離を解消し、両者をびたりと一致させることにはなるであろう。しかし、それは、いままでも憲法解釈で取り繕ってきた、憲法の理念と現実の矛盾を解決するために、その現実に対する「解釈」を逆に憲法に取り込むことである。

そのことにより、憲法の明瞭性・一貫性は著しく損われるのではないか。憲法そのものが、内容として矛盾を抱えるということである。それは、いままでのように、憲法の内容について現実に応じてその解釈の幅を拡げるといふ事とは、本質的に異なるものとなるのではないか。憲法自体が、第九条による「国権の発動たる戦争と武力による威嚇・武力の行使の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」という基本と、「自衛隊の保持」という現状との理論的な整合を、憲法の中で完結させなければならぬということである。

憲法解釈とは、憲法の規定にあつていないが現実には必要となつた法令等を認めるためのものと筆者は考へている。現状の加憲案による改正の場合、憲法の規定が何を表しているのかという、憲法の内容それ自体の問題となる。

別の視点からいえば、これで防衛態勢の現状と憲法の定める基本との乖離がなくなつて、今までの乖離によりその矛盾をかううじて自覚しつつも、その乖離を埋めずに放置して来た戦後の日本人が持つ、ある種の後ろめたさのような感覚さえ、全く感じることができなくなるのではないか。

第二に、日本の防衛そのものにとつて最も重要な事と考へるが、改正の結果、現状の自衛隊の行動に関する諸課題(軍隊でないことから生起するもの)が、その状態のままでも憲法の中で認知される(そのままよい)ということになる。その課題の内容は、先の拙論で論じたので、改めてここで詳しく述べることはしない。ただ、自衛隊を軍隊と明記しない加憲案では、自衛隊の行動に拘わる現在直面している課題が解決されないままとなる事は、国民に認識される必要があると考へる。

自衛隊は、「戦力」に満たない実力組織として憲法に明記され、軍隊ではないが国防に任ずる組織として、現状

憲法改正案を考へる

——再論——

廣瀬 誠 陸自73

での間、国防軍を保持するという主旨の条文を付加することはできないか。

大澤氏の論文も、拙論とはほぼ同じ考え方に基づき、さらに法律的に検討され、条文的として提示されたものと認識している。

さて、「加憲案」による改正が何をもたらすのか。7月号拙論で少し触れた点をさらに詳しく論じたい。

第九条を残したまま、自衛隊を明記する場合、自衛隊は当然、合憲となるのだが、憲法と自衛隊との関係は、果たして良くなると言えるのであろうか。

「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」を掲げている第九条の理念と、現実の国際情勢に対応するために立法されてきた自衛隊法などによる日本防衛の現状との乖離を何とかしなければならぬとの考えから、国民にも受け入れやすい、実現可能な加憲案が提示されていると理解されるが、第一に考えなければならぬのは、改正された憲法と現実の関係が、現在の関係からどう変わるのかという点である。

現在の我が国の防衛態勢は、実際の国際情勢に対応するために整備されてきたものであるが、その本来あるべき姿とはいえないだろう。本来、国防

軍なり自衛軍なりを保持すべきであるところを、なんとか憲法の「平和主義」の理想と整合させようとした結果が現在の姿であると言うことは、憲法の成立と警察予備隊の創設以来の経緯を考えれば明らかである。

加憲案は、そのようにして無理に現憲法に整合させてきた防衛態勢の現状の方に、憲法をあわせようとするものである。それは、間違いなく現状と憲法との間の乖離を解消し、両者をびたりと一致させることにはなるであろう。しかし、それは、いままでも憲法解釈で取り繕ってきた、憲法の理念と現実の矛盾を解決するために、その現実に対する「解釈」を逆に憲法に取り込むことである。

そのことにより、憲法の明瞭性・一貫性は著しく損われるのではないか。憲法そのものが、内容として矛盾を抱えるということである。それは、いままでのように、憲法の内容について現実に応じてその解釈の幅を拡げるといふ事とは、本質的に異なるものとなるのではないか。憲法自体が、第九条による「国権の発動たる戦争と武力による威嚇・武力の行使の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」という基本と、「自衛隊の保持」という現状との理論的な整合を、憲法の中で完結させなければならぬということである。

憲法解釈とは、憲法の規定にあつていないが現実には必要となつた法令等を認めるためのものと筆者は考へている。現状の加憲案による改正の場合、憲法の規定が何を表しているのかという、憲法の内容それ自体の問題となる。

別の視点からいえば、これで防衛態勢の現状と憲法の定める基本との乖離がなくなつて、今までの乖離によりその矛盾をかううじて自覚しつつも、その乖離を埋めずに放置して来た戦後の日本人が持つ、ある種の後ろめたさのような感覚さえ、全く感じることができなくなるのではないか。

第二に、日本の防衛そのものにとつて最も重要な事と考へるが、改正の結果、現状の自衛隊の行動に関する諸課題(軍隊でないことから生起するもの)が、その状態のままでも憲法の中で認知される(そのままよい)ということになる。その課題の内容は、先の拙論で論じたので、改めてここで詳しく述べることはしない。ただ、自衛隊を軍隊と明記しない加憲案では、自衛隊の行動に拘わる現在直面している課題が解決されないままとなる事は、国民に認識される必要があると考へる。

自衛隊は、「戦力」に満たない実力組織として憲法に明記され、軍隊ではないが国防に任ずる組織として、現状

● 憲法九条そのものの改正がむずかしいのであれば、それは将来の理想を掲げたものとして残し、その理想実現が可能な国内外の環境が整うま

● いずれにしても憲法固定化のおそれが高いと考へるならば、自衛隊を軍隊と明確に規定する改正をすべきではないか。

● 九条をそのままにして、自衛隊を明記しても、自衛隊が直面している現在の運用上の問題は、何ら解決しない。

● 今回の憲法改正についての国民投票がなされれば、それは、是認されるにしても否認されるにしても、今後、相当期間に亘つてさらなる改正は難しくなると考へる。

7月号の拙論で、「加憲案」について述べたが、茨城偕行会前会長・大澤嘉昭氏の改憲意見を受けて、加憲案の問題についてさらに考へてみたい。論を進める便宜上、まず、憲法九条をそのままにして、自衛隊を明記する条項を付記するいわゆる「加憲案」について論じた先の拙論を要約する。

がそっくりそのまま憲法の中に構想的に組み込まれることになり、同時に自衛隊の行動上の課題も憲法の中に解決されないまま飲み込まれることとなるということである。

憲法が現実に寄り添った結果、既述したように、現実との乖離の問題は解消されている。しかし、自衛隊の行動上の課題を解決するためには、改めて九条二項の削除等の改正が必要であるが、憲法と現実の乖離はすでに埋められていたため、さらなる改正の必要性が国民の目からは見えにくくなる。

憲法改正の必要性を国民が理解することは、今までに比しずっと判りづらなものになり、さらなる憲法改正のためには、自衛隊の運用上の諸課題そのものの実態を、多くの国民が認識するという難しいことを求められることになる。もし、それができなければ、さらなる改正が国民的な課題として取り上げられるという希望は、ほぼ失われるのではなからうか。それは現状が固定されるということである。

我が国では、現実の安全保障体制を整えるために立法された法案等の内容は、現憲法の解釈により、合憲と説明されて整備されてきた。古くは自衛隊法がそうであり、近くは平和安全保障法制における集団的自衛権の議論がその例である。現実の問題に対処するた

めには、洵にやむを得ないことであったと思う。しかし、このようなやり方は、憲法改正という観点からいえば、憲法改正を難しくしているという面があることは否めない。今回の加憲案も、自衛隊を軍隊とする正改法が難しいことから苦肉の策と思われるが、これにより、改正がなされれば、今後さらに自衛隊を軍として憲法に規定するような改正を進める事は、既述したように非常に難しくなる。

この問題を解決するための一案として、冒頭で要約した7月号拙論や大澤氏の提示された案のように、改正案が「加憲一案の形を採るにしても、その内容を工夫し、「憲法九条二項」掲げる。理想を可能とする国際環境が整うまでの間、我が国の平和と独立を守る防衛軍を保持する」旨を明確に規定する条項とすることが不可欠であると考える。そうすることにより、憲法の明瞭性・一貫性を取り戻すことができることにも、現実を理想に近づけるための国民のインセンティブが回復される。

我が国の防衛を考えたとき、いわゆる「加憲案」で自衛隊が合憲とされれば、それでよいと本心に国民は考えているのだろうか。自衛隊を違憲状態に置きたくないという問題提起とこれを

支持する世論を心から有り難いことだと思う一方、筆者には、上述の考えから、自衛隊を「軍隊」として規定すべきことをあくまでも要求する事が、今ほど重要な時はないと思われる。今のままの加憲案では、自衛隊の行動に拘わる課題が解決されないと思うからである。また、それこそが、我が国防衛に関する諸課題の核心だと思つからである。

前号「大澤論文」の訂正とお詫び

掲載した論文中、本論の大事な部分である箇所が、校正段階で抜け落ちました。筆者・関係者に深くお詫びし、条文案を改めて掲載します。

「日本国民は、第九条に拘らず、平和を愛する諸国民に協力して、国際平和を侵害する紛争及び戦争を防止し、又は解決して、全世界の恒久平和を達成させるまでの間、その実現に貢献するため、その基となる自らの独立と安全を確保して、平和を愛する諸国民に協力するために必要な能力を保有する機関（*2）として、自衛隊（*3）を設置する」